

令和7年度和歌山県観光情報誌及びウェブコンテンツ制作等業務 仕様書

1 業務名

令和7年度和歌山県観光情報誌及びウェブコンテンツ制作等業務

2 業務の目的

幅広いエンドユーザーに対して和歌山県の認知度の向上やイメージアップを図り、行ってみたいと思わせる観光情報を発信することで、本県への観光客誘致促進を目的とする。

3 業務の内容

(1) 和歌山県観光情報誌※1 (以下、「観光情報誌」という。) の作成等 (企画・編集・印刷・発送・読者アンケート関連)

※1=名称検討中

(2) 和歌山県公式観光サイト (以下、「観光サイト」という。) 内に掲載する特集ページ及び動画の作成

4 業務の詳細

(1) 観光情報誌の作成等

下記のとおり、観光情報誌を作成し、別途指示する納付先に納品する。

①規格 紙 質：コート紙73kgと同等以上

サイズ：A4判

ページ数：オールカラー12ページ (表紙及び裏表紙含む)

②発行 年2回

③発行日 前期8月20日、後期2月20日 (予定)

④部数 前期60,000部、後期55,000部 合計：115,000部

⑤納品・納期 下記あてに遅滞なく納品すること。

ア 観光連盟

各発行日の10日前までには必ず納品すること。

イ 別途指示する各配布先

各発行日の5日前までには必ず納品すること。

(全国約640程度の企業、団体、個人等あて発送。年度中に若干の増減あり。)

ウ 雑誌「月刊ノジュール」への同梱

発行月の17日 (土日祝日の場合はその前の平日) 午前中までに別途指示する納付先あてに各30,000部を一括納品すること。

※封筒 (角2) は必要部数を提供するが、その他の送付に必要な資材 (包み紙、段ボール等) は受託者で準備すること。

※毎号、最新の送付先データ (Excelデータ) 及び送付状原本 (Wordデータ) を提供するので、必要枚数をコピーし、タックシールなどは作成すること。

⑥観光情報誌のコンセプト

ア 「聖地リゾート!和歌山」のブランド価値向上に資する観光情報誌とし、和歌山県の強みである3つの「S」(「Spirituality」(精神性)、「Sustainability」(持続可能性)、「Serenity」(静謐さや静けさ))を活かし、和歌山県が、心と体を再生し、何度も訪れたいくなるかけがえのない場所となるような情報を発信する観光情報誌とする。

イ 和歌山県の認知度の向上やイメージアップに繋がり、また、行ってみたいと思わせ

る情報を掲載し、さらには本県への観光客の誘導の動機付けとなるような観光情報誌とする。

ウ エンドユーザーの知的好奇心、遊び心をくすぐるような内容とする。

エ アクティブシニアをメインターゲットとするが、若年層やファミリー層など幅広い世代に受け入れられる観光情報誌とする。

⑦観光情報誌の誌面内容

ア 上記コンセプトに合致したものとし、テーマ性や季節感、話題性のあることや最新情報、人気コンテンツなどを中心に構成し掲載すること。

イ 原則として取材を行い、最新の情報及び写真を掲載すること。取材ができない場合は、受託者において可能な限り最新の写真データを入手すること。（原則として観光連盟からは写真を提供しない）

ウ ページ中には、下記の項目を掲載すること。

a 表紙（表1）

特集と連動した写真を使用すること。

冊子タイトルを目につきやすいところに配置するとともに、ロゴマークや特集内容等、読者の興味を引く文言等をバランスよく配置すること。

b 表2、表4も有効活用し、誘客に繋がるような情報を掲載すること。

c 表3は和歌山県の簡易な地図やアクセス、観光地に関する問い合わせ先を掲載すること。

d 中面8ページには観光客の誘致に繋がるような内容を掲載することとし、観光連盟と協議のうえ掲載すること。

e 各誌面に、読者アンケートに関する記述を行い、アンケートに回答するためのQRコード等を挿入する。アンケート内容については別途指示するが、読者がオンラインで回答するためのページ（Googleフォーム等）を作成し、プレゼントの選定及び購入、回答集計、当選者の選定、プレゼント発送の一連の作業を行うこと。なお、プレゼント購入にかかる費用は受託者で負担すること。また、ノベルティが必要な場合は観光連盟から支給する。（必要個数は要相談）

⑧観光情報誌のデータ提供

作成した観光情報誌の全ページPDFデータについて、校了のあと印刷物納品までの間にデータで納品すること。

また、本文読み上げ機能を活用するため、特集本文データを抽出しワードデータを提供すること。

(2) 観光サイト内に掲載する特集ページ及び動画の作成

観光サイト内の「特集」に掲載するページ（記事及び画像、一部動画を含む）を以下①～③のとおり作成する。

なお、テーマについては、可能な限り頻繁に検索されるもの（観光客が求めるもの）から選定し、タイトルや本文にそのキーワードを挿入するなど、閲覧される工夫を行うこと。また、スマートフォンでのページ閲覧時、記事内の電話番号及びURLをタップすると電話やサイトに繋がるなど利便性の高い設定を行うこととする。

ページ作成（記事入力、画像及び動画の配置等）にあたっては、観光連盟が指定する専用のCMSを使用し、スポット等のデータベース入力についても行う必要があることがある。なお、CMSのアクセス権限など作成にかかる必要な情報は、契約後に観光連盟より提供する。また、別途提示するCMSのアクセス権限開放にかかる誓約書に署名すること。

①観光情報誌連動型記事

ア 記事内容

上記(1)で作成した「観光情報誌」内の記事を、若い世代やファミリー層を中心

に広い世代に興味を抱かせるテーマや記事にするべくSEOに配慮してリライトし、画像と併せて動画もページに掲載すること。

イ 記事本数

2本（記事1本につき動画1本※2、記事に関連する画像30枚以上を含む※3）

※2＝動画については、画質などの完成度を求めるものではなく、記事を補足する（分かりやすくする）ためのものと考えため、短尺かつ簡易な方法での制作で問題はない。ただし、予算の範囲内で高クオリティの動画を制作することは妨げない。

※3＝画像比率（アスペクト比）は3：2とする。ただし、専用CMSについては、RWD搭載のため、デバイスによって表示される画像比率が異なるため、多少トリミングされてもイメージを損なわない画像を使うこと。

ウ 文字数

1記事につき約6,000字（本文、キャプション等の合計）

エ 納期

観光連盟あてに8月、2月の各10日（ただし、20日が土日祝日の場合はその前日）までに専用CMSへの入力を完了すること。なお、ページ公開については、別途指示する。

②深掘り記事

ア 記事内容

季節のおすすめ情報やトレンドを意識した記事のようなものではなく、観光地や祭り、人物、食など観光客誘致に繋がると思われるひとつのテーマについて、色々な視点から掘り下げ読み応えのある記事とし、画像と併せて動画もページに掲載すること。

イ 記事本数

5本（記事1本につき動画1本※2、記事に関連する画像30枚以上を含む※3）

ウ 文字数

1記事につき約6,000字（本文、キャプション等の合計）

エ 納期

観光連盟あてに、5月、6月、10月、12月、3月の各15日（ただし、15日が土日祝日の場合はその前日）までに専用CMSへの入力を完了すること。なお、ページ公開については、別途指示する。

③テーマ設定記事

ア 記事内容

観光連盟が指定する著名人※4の寄稿、もしくはインタビュー形式の記事とする。テーマについては、著名人が得意とする分野に関することとする。著名人及びテーマについては、観光連盟で決定し委託事業者に通知する。また、実際に著名人と共にテーマとするスポットに出向き取材撮影を行ったうえで、原稿作成及び写真撮影を行うこと。

※4＝著名人は1名で東京在住。また、著名人への謝礼や取材のため来県する経費についても委託費に含めること。なお、謝礼は1本につき10万円以上とする。

イ 記事本数

4本（記事1本につき、関連する画像15枚以上含む※3）

ウ 文字数

1記事につき約3,000字※4（本文、キャプション等の合計）

※5＝ただし、著名人との協議の結果、500～1,000字程度の増数の可能性あり。

エ 納期

観光連盟あてに、7月、9月、11月、1月の各15日（ただし、15日が土日祝

日の場合はその前日)までに専用CMSへの入力を完了すること。なお、ページ公開については、別途指示する。

5 留意点

(1) 業務の進捗管理

本業務の進め方について、受託事業者は、観光連盟と密に協議、連絡調整を行い、適切なスケジュール管理を行うこと。また、特に必要な場合は、観光連盟職員が取材等に行き行う。また、取材、撮影等、制作にかかる費用についてはすべて受託事業者が負担することとする。

また、本業務での校正は2回以上、色校正は1回以上行うこと。

(2) 成果品の利用（二次利用）

本業務の成果品の所有権、著作権、利用権は、観光連盟に帰属するものとし、観光連盟は本業務の成果品を期間の制限なく無償で、自ら使用するために必要な範囲内において、あらゆる媒体、手段、方法により公開、利用できるものとする。なお、これら二次利用にかかる出演者等への許諾は受託事業者において得るものとする。

(3) 業務完了後の瑕疵

業務完了後に、受託事業者の責任に帰すべき理由による成果品の不良箇所があった場合は、受託事業者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受託事業者の負担とする。

(4) 納品データの安全管理

電子媒体によるデータ納品については、ウイルス対策ソフトにより検査したうえで納品すること。納品物が納品時点でウイルス感染していることにより、委託者または第三者が損害を受けた場合はすべて受託事業者の責任と負担により、原状回復及びその他賠償等について対応すること。

(5) 機密の保持

受託事業者は、本業務を通じて知り得た情報を契約以外の目的に利用し、第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

(6) 個人情報の保護

受託事業者は、本業務を履行するうえで個人情報を取り扱う場合、和歌山県個人情報保護条例を遵守しなければならない。

(7) 著作権・肖像権

- ①受託事業者は、成果物が他社の所有権や著作権を侵害しないことを保証すること。
制作に関して著作権の許諾等が必要な場合は、受託事業者において手続きを行うこと。
- ②受託事業者は、使用する動画・画像の被写体が人物の場合、肖像権の侵害がないようにすること。また、他者所有の動画や画像（風景、図画等）を使用する場合も、著作権の侵害に留意すること。

(8) その他

受託事業者は、業務の実施に関して、この仕様書に記載のない事項または業務の実施に関して疑義が生じた場合は、観光連盟と協議し、その指示に従うこと。